

平成21年第10回葛巻町議会定例会会議録（第4号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成21年3月10日

【開会】

【議案第2号～議案第7号審査】

日程第1号 議案第2号 平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算・・・・・・・・	1
日程第2号 議案第3号 平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算・・・・・・・・	13
日程第3号 議案第4号 平成21年度葛巻町老人保健特別会計予算・・・・・・・・	15
日程第4号 議案第5号 平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算・・・・・・・・	16
日程第5号 議案第6号 平成21年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算・・・・・・・・	16
日程第6号 議案第7号 平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算・・・・・・・・	17

平成21年第10回葛巻町議会定例会会議録 第4号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成21年2月10日(火)					
招集年月日	平成21年3月4日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成21年3月4日～平成21年3月16日 13日間					
会議の月日	平成21年3月10日(火) 開会10時00分 閉会12時02分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	2番	鈴木 満		5番	山岸 はる美	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 渕 文雄
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	教育長	村木 登	病院事務局長	鳩岡 修
	監査委員		農業委員会事務局長	荒谷 重
	総務企画課長	野頭 諭	総務企画課総務室長	村中英治
	住民会計課長	村上 久男	総務企画課総合政策室長	丹内 勉
	健康福祉課長	山形 米蔵	総務企画課財政係長	大久保 栄作
農林環境エネルギー課長	入月 俊昭			

(開会時刻 10時00分)

副委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

委員長に代わって議事進行を務めます、輝くふるさと常任委員会副委員長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

これから今日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから昨日に引き続き、予算審査を行います。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

議事の進行上、各委員および当局にお願いします。質問する委員は、質問する箇所のページ数を示して簡潔にお願いします。なお、質問事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。

それでは日程第1、議案第2号、平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

17ページの療養諸費、一般被保険者の療養給付金が約40,000,000円ほど増額になっております。人口が減る中、40,000,000円という大きな金額が増加して、その内訳は直診外の医療機関分が40,000,000円そのまま増えているというような状況になっております。そういった中で今回の歳入、歳出を見ますと、予備費がまさに1,200,000円ということで、いくらでしたか、予備費が1,600,000円ということで、本当にすれすれな、厳しい予算のようなふうに思うのですけども、こういった中で流行性等の病気等が、もし、まん延した際にどうなるのかというふうな、この予算書を見ただけでも心配になるのですけども、その点どのようにお考えになっているのでしょうか。

副委員長 (鈴木満君)

住民会計課長。

住民会計課長 (村上久男君)

国民健康保険特別会計の予算運営につきまして、今回の新年度の予算はぎりぎりといえますか、とんとの予算編成ということで、予備費が1,600,000円ほどというふうなことで、大変厳しい運営をしなければならないというふうに思っているところではございますが、まず全般的なお話をさせていただきますと、歳入の国保税につきましては被保険者等の減、あるいは世帯等の減によりまして、歳入は若干減ると、国保税は減るといふような結果になったものでございまして、特に、それぞれ保険給付費等の支出に伴いまして、それぞれ特定財源ということで、国庫支出金、県支出金等、財源がついてま

わるものでございますけれども、そうした中で、特にも保険給付費の方が、前年度と比較いたしまして36,000,000円ほど増というふうなことになりました。これにつきましては、20年度までの実績等を捉えまして、1人当たりの医療費等を約5パーセントほど増というふうな形で見積もって、計算したものでございまして、医療費等につきましては、これまでも平均いたしまして1人当たり5パーセント前後の伸びというふうなことになっておるというふうなことから、こういうふうな保険給付費につきましては726,000,000円ほどというふうなことになったものでございます。その他、高額医療費等ございますが、あと公債費につきまして15,000,000円ほど、今年度から3年間返済していかなければならないというふうなこと、そういうようなこと等もあまして、保険給付費も伸び率等を見ながら歳出を編成した結果、予備費が1,600,000円ほどというところで、大変ぎりぎりな予算編成になったものでございますけれども、通常の伸び率等を計算いたしまして、歳入、歳出、なんとか平成21年度収支を合わせていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

副委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

昨日も若干触れておりますけれども、徴収の方の対策というか、どうしてもそっちの方についてしまうわけですが、このようなぎりぎりの予算編成を余儀なくされている。では、どこからというふうなことになりますと、やはり本来納入されるべき健康保険税にどうしても目がいてしまうということなわけですが、こういう厳しいときこそ、なるほどというふうな対策、改めてお伺いをしたいと思います。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

税収の確保、国保税、特に滞納額の確保につきましては、昨日の一般税の中でも若干触れさせていただきました。平成20年度の徴収対策に当たりながら、いろいろな対策を我々も講じながらやってまいりました。一步でも、二歩でも前に進んだ対策をしたいなというふうなことで、20年度の徴収対策について、若干昨日も答弁させていただきました、重複するかもしれませんが、一つには電話催告、あるいは課長等の臨戸訪問、臨戸徴収等を行ってまいりましたけれども、特に20年度は滞納者の進行表というものを作成いたしまして、要するに、その進行表によりまして遅れないように、例えば分納誓約をした人たちについては徹底的に毎月電話をして確認しながら、いつ納めていただきましたかというふうなこともやっております。ただ、これまでは、やはりお願いするだけで、お願いします、お願いしますというふうな、足を運んでの徴収が中心だったわけでございますけれども、やはりこれでは前に進まないだろうということで、今年の

11月の19日になりますが、県の滞納整理機構から指導を受けまして、一つには、やはり差し押さえ等もやっていかなければ、強制執行もしなければだめだというふうなことから、悪質な滞納者、これについては専門用語ですので、いろいろな意味が含まれていますが、どうしても納めてくれないような人たちにつきましては預貯金の調査、差し押さえをさせていただきました。銀行に乗り込んで、その方の預貯金を差し押さえして徴収をするというふうな、これは指導を受けながら実施したもので、その件の差し押さえが町県民税で3件、固定資産税3件とかというふうにいろいろあります。不動産の差し押さえもいたしました。しかし、やはり、これからは、そういうこともしていかなければならないだろうというふうに思っておりますし、昨日も答弁いたしました、県の滞納整理機構に職員を派遣しながら、県からの指導を受けて徴収、何ていいますか、徴収の技術というものを我々がしっかりと習得をしながら、その対策に当たっていかなければならないというふうに思っているところでございます。いずれ、今年も従前の反省を踏まえながら、新年度につきましても、さらに県の指導等も受けながら取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

副委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

あらゆる手段を使ってでも、やはり、その滞納分については動かすと、道を付けるといことで、あらゆる手段の中に、この間定額給付金、日本で一番早く交付した、ちょっと町名忘れまして。隣の窓口が会計課で、そのまま納税しているシーンが映っていましたが、定額給付金を充てるのが本来の目的ではないかもしれません。しかし、すべての人がこういう状況になっているわけではないので、一部の人だと思えますけども、そこら辺もこの際、もうきれい事は言っていられないだろうというふうに思います。したがって、そういったあたりもすべて12,000円、あるいは20,000円をすべてくれということではないわけですので、分納の分、あるいはそういった動かない部分があったら動かすというあたりも視野に入れて、徹底的に行っていただきたいと、そのように思います。

もう1点だけ、事業の中で22ページ、23ページの特定健診約2,000,000円ほど減額になっておりますけども、これは、その事業の減額になった背景とといいますか、事業の効果等から、このような予算編成をしたのか、その点お伺いします。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

先ほどの定額給付金のお話もございましたので、併せましてご答弁させていただきます。現在徴収担当者は、定額給付金につきましても、やはり税の滞納額に充ててほしい

ということで、全世帯を目標に現在お願いに歩いているところでございます。しかしながら、やはり給付金の目的が、やはり経済対策というふうなこともございまして、これは協力という範囲になります。やはり中にはどうしても、もう目的が決まっているので、やはり税の方には協力できないというふうな、強固に拒否される方もありますが、中には全額税金に向けたと思っている方もあると、あるいは一部をというふうにおっしゃる方もあります。ある程度成果は上げられるものと思っております。徴収対策係、税務徴収係でも、そういう対策を行っているというふうにご理解をお願いしたいと思います。

それから特定健診につきましては、1,815,000円ほど減というふうになっているものですが、特定健診につきましては、それぞれ年次計画を立てまして、その目標に向かいました。予算計上となったものでございます。新年度は2,572人の対象者に対しまして1,031人の目標でございますが、20年度は1,008人ほどの実績だったと思います。そういう意味で20年度からの実績と、それから21年度の目標に対しましての予算計上となりましたので、よろしくをお願いをしたいと思います。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

この国保税の滞納、前にも私はご指摘したはずでございますけれども、世帯主に保険税の滞納の人の分がいくわけですけれども、やはり、その家庭でさまざまな世帯主の名前が付いているわけでございますけれども、ただ、出稼ぎに行って、若い人たちがそこに入って、そして世帯主に請求がいくということで、これは大変親としても請求しづらい、そしてまた、役場としても請求しづらい部分があると思うから、やはり、その中身を一人ひとり分けて、その世帯に納付してはいかがですかということを前にお願ひしていたのですけれども、その点はどのようにやっていますか。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

国保税につきましてはご案内のように世帯主に課税となっているわけですが、これは国民健康保険制度、その制度によるもので、個人には課税できないというふうなことになっているものでございますが、後期高齢者の場合、個人個人、一人ひとりに保険料が課税になるわけですが、ご指摘のとおり世帯主に課税になるわけです。そうしますと、我々も徴収に歩いている段階で、どうも子どもたちの協力が得られない。そういうようなことで、どうしても、その若い人たちの親の方が年金等で生活をして、その中から子どもたちの分の保険税まで支払うということは、とっても難しいことだというふうなお話をよくされます。また、子どもたちは遠く離れたところで、出

稼ぎのような形で出ている人もありますし、あるいは全然協力をしてくれないというふうな方もあります。そうした場合、どうしても滞納額が増えていってしまうというふうなことで、それらにつきましても、子どもたちとしっかり協力しながら納めてくださいというふうなことで、子どもたちにも呼び出しを、その世帯主だけではなくて、被保険者、特に若い人たちにも協力をしてくれということで、呼び出しをして納税相談等も行っております。その辺につきましては、我々もその家庭の実態というものを少し理解しながら、課税徴収をしていかなければならないと思っておりますので、これらの問題、これはもう全国的に、やはりそういう問題が起きていると思います。特に本町等の場合、結構そういう滞納者の中に、そういう事例がたくさんあります。そういうことを納税相談等通じながら、どういう形で納税していただくかというふうなことを、若い人たちからどういう形で協力してもらおうかというふうなことにつきましても、呼び出し等、納税相談しながらお願いをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

副委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今課長の方から説明がありましたけれども、その世帯で出すのは私は問題はないんですけれども、そこに一括してこういうふうに分けた経過で、こういうふうにとまった保険の税金の請求がいくんだということを、その個人個人に、その説明でも、親でも、子どもたちに分かってもらって、請求できる範囲の計算をしてはいかがですかと、私はこのように思っています。そしてまた、それにこの保険者は人数、それから資産、また稼ぎ高と、まだまだあるかと思えますけども、そういうような計算で恐らく計算されていると思いますので、その部分について、一括して世帯主に請求はいいのだけれども、その中身について一人ひとり、こういうふうには本当は払わなければならないのだよと、中身はこうですよと、ただ世帯主にはこのようにまとめた金額の請求は出ていきますよということを、しっかりと納めて、それは葛巻町全体でも、みんなそうやれということではないです。滞納している方々には、そういう方法もいかがですかということを私は、どういうふうに進んでいるのかお願いします。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

課税の方法につきましては前年、20年の3月の議会におきまして、それぞれ税率改正をしていただきましたが、応能割、応益割それぞれ所得割額、資産割額、均等割、平等割と、世帯にかかる分もあれば、個人にかかる分もあるということで、その世帯全員分を計算しているわけですが、それを別々に計算するとなれば、世帯を分離して別な形

で生活をしていけばよろしいかと思いますが、保険税の納付書の中で分けてということは現在考えておりませんが、その徴収する時点での説明をしっかりとやれというふうなことだろうと思います。若い人たちには、その世帯の中で、どういう形で課税されているのかというふうなことにつきましては徴収に当たりながら、あるいは納税相談をし、しっかりと説明をして納税に当たってまいりたいというふうに思います。

副委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

先ほど、その働いているところにも行って徴収するという、または物件等の差し押さえも考えるということですが、ただ、葛巻全体では押さえたところで、古い物件を更地にして町で売ることになれば、そっちの方にお金がかかると思います。だから、それもいかがかなと思いますけれども、それよりは、やはり一番感じていただきたいことは、若い人たちがほかに行って稼いで、そして葛巻に籍を置くと、そして、私の家をとられても5,000,000円代くらいしかないから、では抜けていきますと、息子たちから世話になっていきますということで抜けていった場合も、ずっと払えないできたのだから、払う意思はないのですけれども、また、それをとっても、私は解決にはならないかなと思いますが、その辺はどのような考えで進めるのか。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

税徴収の強制執行というのは最終手段であろうというふうに思っておりまして、積極的に行うというものではなくて、そのほかにも徴税対策といたしましては、前年度において保険税を納めてくれなかった方には短期の保険証、いわゆる6か月とか、3か月とか、場合によっては1か月の短期の保険証を発行したり、あるいは資格証明書といたしまして、病院に医療費を払う場合に全額を払って、あとで保険者の方で医療費を返還するというような方法もっております。それで、短期の保険証を発行しますと、例えば1か月おきに保険証を取りに来ます。あるいは3か月おきに來ますので、そのときにしっかりと納税相談をして、支払い等の約束、分納誓約等をしながら納めていただいているものでありまして、私の先ほどの説明の中で積極的に差し押さえ等をするというふうなことではなくて、やはり悪質な滞納者という言葉を使わせていただきましたが、支払い能力がありながら支払ってくれない人たちとか、あるいは役場の納付書が発行した際に、発行しても全然反応がない、返事もない、納めてもくれないし、何の連絡もくたさらないというふうな人たちがあるわけです。やはり、そういう人たちに対してはやむを得ない部分も、強制的な執行もやむを得ない部分もあるのかなというふうに思っているところがございます。これは、あくまでも最終手段としてやらなければならないだろうとい

うふうに思っているところでございます。

副委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

先ほど課長は通帳まで調べて徴収に当たっていきたいということですが、ただ法律のことは私は分かりませんが、その世帯に入った若者の人が、ほかの町村に行って働いていると、どうしても、その世帯主に請求しても払ってもらえないと、あなたもその人数に入っているからということで、何人か若い人たちがその保険者として入っているわけですが、そういう方々の働きかけはできないものですか。例えば、若者がほかに行って稼いでいると、ただ、世帯主は葛巻にあると、そして世帯主は60くらい、70くらい、払えないような年でもあるということで、ただ、その若い人たちが入っていることによって、その滞納が増えていくわけです。それを、そこに、世帯主の中に、人数割として自分たちも入っているのだから、必ず納める権利はあると思いますし、また、ある人にすれば、私の分はこれくらい請求が入っているからと、手間取りに行った方々等を入れていくところもあると思います。皆々ではないと思います。ただ、そういう部分については、ほかに請求権はやれないものかどうか。もしかすると、最後の手段といいますけども、物件までも押さえられたような感じになっていくと、若い人たちも、私たちにも教えてくれればよかったのというような言葉もありかねないと思いますが、その辺は、ほかに行っている人たちのことまで相談に持ち込んでいいのかどうか、その辺はどういうふうに考えていますか。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

大変複雑な事例のようで、なかなかうまく答弁できないのですが、やはり滞納整理に歩いていまして、その家庭、家庭によっていろんな事例があります。それには、やはり、その事例に対応するためには、もちろんいろいろな相談を我々も受けております。例えば、多重債務を抱えていて、どうしても税の方に回す余裕がないとか、あるいは先ほどの姉帯さんのご質問のように、若い人たちが協力してくれないというふうな事例もあります。個々の家庭によって、いろんな事例がありますけれども、我々もそういうふうな総合窓口もやっておりますし、いろいろな相談というものは税だけではなくて、いろいろな形で受けて、相談先等を紹介したりしているところでございます。ご指摘の、やはり家族で国保に加入している世帯というのは、その個々の家庭の問題ではありますが、できるだけ我々も納税相談という形で受けておりますので、できるだけその家庭の側に立って相談を受けて、対応するように心がけているところでございます。

副委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

それと、参考までに聞いてみたいと思っておりますけども、この税に対しては、どうしても払えないという方も、たくさんおられると思います。その中で、生活保護者にもなった場合、その残った滞納者からもいただいているのですか。それは、もう消え去るような感じですか。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

生活保護になった時点で国保から脱退すると、国保の被保険者から脱退するというふうなことであります。基本的には不能欠損をする場合のひとつの考え方の中に、生活保護を受けている生活困窮者については、要するに不能欠損をする要件の中の一つに入っております。ただ、一時的な場合もあると思っておりますし、一概にそうしているわけではなく、その個々の家庭のケースによって検討をしてから、決定するというような内容になるものでございます。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

6ページと7ページ、明細書のところを見ていただければ、一目瞭然にお分かりのことと思っておりますけども、国保税、今年度、昨年度と比較いたしまして約20,000,000円弱不足しております。前期高齢者の交付金では47,000,000円ほど増えていると、それから共同事業交付金で35,000,000円ほど増えていると、こういったような特徴的なものが歳入では見られるのではないかなと思っておりますし、また、歳出の方では、先ほど橋場委員からもお話がありました保険給付費では37,000,000円弱の給付費が、このように伸びているというふうなこと、それから公債費で今年度から15,000,000円のもの歳出として計上されてきたというのが、特徴的なような感じがいたします。

そういたしますと、例えば税金で20,000,000円減ったといたしますけども、こういったような20,000,000円近く減った部分、私は歳出の方について、だいぶ負担がかかって収支の均衡をとりづらい面があるのではないのかなというふうに感ずるわけです。公債費でも15,000,000円入っておりますし。それで、この収支の均衡をとるには、先ほど大変苦しい予算編成だったというふうなお話だったわけですが、ただ苦しいだけでは、その中身が伝わってきません。どこが、どのような形で本当に苦しかったのか、その実態が我々には伝わってこないわけですので、この収支均衡を図る

上で一番苦勞した点、そしてまた、これはこうなればもっとよくなるなというふうな点がありましたならば、そのあたりをご答弁いただきたいなど、このように思っております。

また、現在国保の財政調整基金、確か260,000円ほどではなかったのかなと思って、ゼロに等しい金額なわけでございまして、まさに財政機能を果たしていないというふうな観点にあるわけでございます。この財政調整基金についても、ゼロのものをどのような形で今後、調整能力のある基金に変えていくのか、その視点もお答えをいただきたいなど、このように思います。この2点をお伺いしたいと思います。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

やはり国保会計予算編成に当たりまして、歳出の方から申し上げますが、やはり療養給付費がどうなるかというふうな部分が一番重要なものでございまして、医療費がどれくらいかかるかによりまして、それぞれ国県支出金等財源があるわけでございますが、不足分につきましては国民健康保険税、いわゆる一般財源となります保険税を充てていかなければならないというふうなことなわけでございます。

今回税が19,000,000円ほど減となっておりますのは、対象世帯数で96世帯、被保険者数で334人ということで、そういうような減少もあったりして、税の方は減額となりました。また、所得割額につきましても一般税と同じように、どうしても所得割、課税標準額で10パーセントほど、どうしても減という形で見ざるを得なかったというふうなこと等があります。

歳入につきましては、国保税につきましては、税率のとおり計算したものでございしますが、そういうふうな事情もあったり、あるいは軽減世帯等も増えてくるというふうな、軽減世帯95世帯ほど増というふうなことで、軽減分も差し引いた形の保険税を見なければならなかったというふうなことでございまして。

歳出につきましては、先ほど申し上げましたが、保険給付費5パーセントほど、これまでの実績から平均をいたしまして予算編成をしたものでございまして。特に、ただいま指摘いただきました公債費が前年度までなかった部分、15,000,000円ほど歳出負担が増えてきております。この部分、ちょっと厳しいなどは思っておりますが、しかしながら、あくまでも特別会計でございまして、独立した会計で予算編成できないかということで、ギリギリの、本当に予備費も1,600,000円ほどというふうなことになりました。そうした中で歳出につきましても、保険給付費につきましては伸び率を見ての予算編成となったところでございますので、なんとかギリギリではございまして、21年度も運営していけるのではないのかなというふうに思っているところでございます。

それから、基金につきましては、やはり昨年から指摘をいただいております268,000円でしたか、現在高非常に少ない中で、財政調整基金としての役割を果たすには、ちょっと少ない額でございまして、なんとか40,000,000円ぐらいはほしいなど、

調整できる分ほしいなと思っているところでございますが、税率改正後、平成20年度予算がまもなく終了するというので、この20年度の決算の状況、どれくらいの形で決算ができるのか、その辺を見極めながら財政運営をしていきたいなと思っております。これにつきましては、場合によっては一般会計の方にもお願いできないのかなというふうな形の検討等も含めて、20年度の決算を見ながら基金等、あるいは国保の全体的な運営等につきましても検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

副委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうですね、まず、予算だいぶ厳しいような、もちろん私も予算編成をした皆さんと同じように、厳しい予算内容であるというようなことは重々認識しております。とにもかくにも、やはり先ほどから同僚議員からもご指摘のような形で発言ございましたけれども、保険税の滞納整理が、取りも直さず手を付けなければならない大きな課題だと、このように思っております。それで、今滞納になっている部分について改善をしなければ、この保険給付費についても5パーセント以上の伸びがあったような部分については、非常にまた苦しい財政運営になってきますし、それから財政調整基金も、なかなか積めない。あまり初めから一般会計に期待するのもいかがなものかなというふうにも思うわけでございます。そういったような、私は国保財政運営については大変心配しているものでございます。例えば、この予算編成に当たりまして、国保運営協議会でも、これが付議されて提案されたものと思っておりますが、国保運営協議会の方からはどのような意見が付されているのか、その内容についてお伺いをいたします。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

国保運営審議会にも諮問いたしまして、ご意見をいただいたところでございますが、特に大きなご指摘等はなかったわけでございますが、税率改正を受けての、20年度の補正予算も合わせて諮問を受けたわけでございますが、それを受けての21年度の当初予算というふうなことで、まず格別のご指摘はなかったのですが、まず新しい税率の中での歳入、歳出、予算運営については見守っていくというふうなことであろうと、格別な意見はなかったのですが、そういうふうに思っております。

あと、そうですね、特定健診について委員の中からは、やはり町の保健師を通じて指導してもらいたいなというふうな意見等はいただきましたけれども、特に会計全般についてのご指摘等はなかったところでございまして、まず見守っていくというふうな内容のものと受け取っております。

副委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

国保運営協議会の委員の皆さんからは、予算に関してはさほど、あまりご指摘のようなものがなかったというふうなことでございますけども、そういたしますと、やはり私は説明責任というふうな上では問題があるのではないのかなと、この運営委員さんの方々から、よく中身を、この予算の中身の理解をいただかなければ、どうしても、こういったような部分については弱い部分になってくるのではないのかなと、そのように思います。どうですか、国保運営協議会の皆さんに、もっともっと親切にこういったような、ここが苦しい、これがこうなればいいというふうな説明はやっているのですかね。私は指摘がなかったというふうなことが、むしろ不思議でなりません。その運営協議会の中でも揉んで、揉んで、揉まれて、また議会の中でもいろいろなご意見が出てくるものは当然の、私は今の国保会計の中身ではないのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。その国保運営協議会のあり方についても、そういったような面では説明不足のような感じがいたしますがいかがでしょうか。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

今回国保運営審議会につきましては、当初予算、補正予算、国保会計、病院会計含めて審議いただきました。3時半から始まりまして、終わりましたのが7時頃というふうなことで、大変時間をかけて説明もしたわけでございますし、今回新たに国保会計の方につきましては歳入、歳出、それぞれ項目ごとに説明書を付けまして、少し時間をかけてご説明もさせていただきました。多分前年度と同じ税率の中での運営というふうなことから、前年度かなりご意見が出たのかなと思います。今年度は補正予算の中で、予備費16,000,000円ほどをもって補正予算を編成しているわけでございますが、特に20年度からの決算を受けて21年度に繰越金をもっていくことになるわけですが、それらを全体的に合わせてみたときに、まず、そこまで流れの中で厳しいご指摘はなかったと思っておりますし、説明につきましても、先ほど申し上げましたが、説明資料を新たに作成して、ご説明いたしましたので、十分時間をかけて説明をさせていただいたものと思っております。まず、また、そういうこと等につきましても、新しい委員の方々からも説明資料等につきましても事前にお話を伺いながら、また審議会の方を進めてまいりたいと思います。

副委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

十分説明はなされたというふうなことのわりには、私はいろいろな観点からのご意見が少なかったような感じがいたします。一層の努力を望むものでございます。

副町長にお伺いいたします。先ほど、財政調整基金については枯渇しております。この対策については、どのような方向で検討されるでしょうか。

副委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

お答え申し上げます。財政調整基金の対応ということでございますが、今お話ありましたように歳入、歳入と申しますか、保険税の滞納に係る徴収の対策というのを、これを一層努めていかなければならないということで、今滞納整理機構等の指導を得ながら、先ほど申し上げましたような対策も講じておりますし、さらに21年度におきましては、職員を派遣いたしまして一層そういう指導、そしてまた、実際にそういう町の課題に対する対応を、一層進めていくためのご指導をいただくということと併せて、今回滞納整理機構にも派遣するというようにしておりますが、今の課題点を捉えての対策でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

そういう中で、今後の推移と申しますか、そういうことになるわけでございますが、現段階での、20年度の決算見込みと申しますか、現段階では約20,000,000円ほどの赤字が予定されているという状況でございますが、そういう中でも先ほど指摘ありますように、予備費では1,600,000円ほどというようなことございまして、大変厳しい、全体として厳しい状況にあります。そういう中で、滞納分の徴収と申しますか、これらに一層力を入れながら、その財源確保に努めてまいりたいと、そういう中で、その財政調整基金の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、理想的にはこの医療給付費等からしますと、45,000,000円から50,000,000円というような状況でございますが、20年度の繰り越しが20,000,000円ほどになるというようなこと等を踏まえながら、この状況の推移を見ながら、さらに対策を講じていかなければならないと、このように思っております。

そういう中で、一つには経費の増額、増員の要因に特定健診の部分も一部あるというようなことで分析しておりまして、これにつきましては国、県、町が1ずつの負担ということに基本はなっているわけでございますが、実態としては1、1、8くらいになっているというような状況でございますので、こういう制度的なもので、町が負担していかなければならないような部分等が、今回の20年度の決算と申しますか、それらの状況を見ながら、そういう部分に一定の繰り入れの考え方等も整理しながら、一定の財源の繰り入れ等が可能で、可能と申しますか、そういう状況の中で繰り入れ等も検討しながら、その財政調整基金の積み立て等も検討してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

19 ページの保険給付費の部分の葬祭費、昨年より 960,000 円ほど減額になっておりますが、その要因はどういったことかお聞かせ願います。

副委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

19 ページ、葬祭費でございますが、これは国保加入者が死亡した際にお支払いする内容のものでございますが、前年度までの実績等を踏まえまして、大体 1 月 6 件、合わせまして 1 年に 72 件ほどを見込んだものでございまして、これまでの実績等を踏まえながら予算計上したものでございます。昨年度より、ちょっと額は減っておりますが、予算については十分間に合うのではないかなというふうに思っているところでございます。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 2 号、平成 21 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

次に日程第 2、議案第 3 号、平成 21 年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。辰柳委員。

辰柳敬一委員

特に予算書にはございませんが、今年度で西部の整備が終わると。大変設備が古くなっておりまして、それぞれ大変年数も経っております。当時の江川簡水等を見ましても大変老朽化が激しいわけですが、現在分かる範囲で今後の、来年度以降の整備等の見通しはどのように考えておられるのか、その辺伺いいたします。

副委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

現在の簡易水道事業の施設等は、昭和50年代に整備されたものでございまして、大変老朽化が激しいなというふうに感じておるものでございます。西部簡水につきましては、平成21年度をもちまして、すべての工事が終了する予定でございまして、その後江川簡水の方の整備を考えているものでございまして、平成22年度に水源地の調査、23年度に統合整備というような感じで計画しておるものでございます。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

14 ページに緊急雇用対策の分が2件ほど出ております。資産台帳の整備、いわゆる事務と、あるいは施設の環境整備ということで2種類の作業があるわけですので、複数の雇用かなと思いますけども、雇用人数とその事業内容、作業内容と伺いますか、そういった点について伺います。

副委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

資産台帳整備作業の業務でございすけれども、21年度マッピングシステムの導入を考えておりまして、この部分に係る補助員、6か月分を予定しておるものでございます。施設整備作業員でございすけれども、この部分につきましては6か月間1名で、施設の周辺の草刈り、あるいは事務の、台帳等の一部補助業務を考えているものでございます。

副委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

資産台帳、このマッピングシステムの導入ということで、21年度の部分なわけです

けども、そうすると、これは臨時緊急雇用がなくともやらなければならないものですよね。当初ここら辺はお考えになっていたのか。この緊急雇用対策が出たから、あえてやるのでは、ちょっと違うような気がするのですが、その点お伺いします。

副委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

マッピングシステムにつきましては、21年度初めて整備をしていきたいというものでございまして、これにつきましては、これまでの経験といいますか、整備されていないものを整備するわけでございますので、これまでの経験者を臨時に雇用いたしまして、そして整備をしながら修正する部分については修正をしてもらい、正確なマッピングシステムを作ろうとするものでございます。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩します。

（休憩時刻 10時54分）

（再開時刻 11時10分）

副委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に日程第3、議案第4号、平成21年度葛巻町老人保健特別会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号、平成21年度葛巻町老人保健特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第5号、平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号、平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第6号、平成21年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第6号を採決します。この

採決は起立によって行います。

議案第6号、平成21年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第7号、平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

姉帯春治委員

病院の6ページをお願いします。介護サービス事業については、昨年度よりも若干計算が違っている部分と、それと施設サービス事業のことで、この入所者数とか日数を掛けた問題だと思えますけども、今回はここの部分について14,200円×17.5、それを365日掛けていますけども、昨年度は恐らく11,300円×17の365ということで、ここで金額にすれば2,900円ほど高くなっている要因はどういうことなのかなと思いますし、この5人が増えたことによっては、町村以外の方々からも患者さんを見込んだ経過なのか。

あとは、へき地医療確保ということで、昨年度よりも8,718,000円増えているような気がします。ここの増えた部分、そしてまた、医師研究費について2,704,000円増えています。それと医師確保対策費として3,740,000円、これは一般財源、または補助金の中で操作したと思えますけども、これは町長からもお話聞きますけども、一般財源から50,000,000円出していますが、こういうふうなことで使われていくということだと思いますけれども、これぐらいのあれで、私も葛巻病院に何回かお世話になってますけども、今は本当に忙しくて、歩いているというよりも走っているような感じで、この作業が進んでいるように先生方を見受けるわけですが、やはり町長としては、この50,000,000円を繰り上げたことに対しては、一般住民のサービスだと私は思いますけども、この辺も含めてひとつお願いします。

副委員長 (鈴木満君)

病院事務局長。

病院事務局長 (鳩岡修君)

ご質問にお答えいたします。まず初めに介護サービス事業収益の施設サービス事業収益の積算についてのお伺いがございます。一昨日補正をご提案申し上げたのですが、その際にもお話ししたのですが、20年の12月現在での単価が13,800円、介護療養病床の単価でございますが、13,800円となっております。そこで、21年の4月に介護報酬の改定が、約3パーセント見込まれるというふうに言われてございまして、その分を見込んで、直接3パーセントはここでは改訂してございません。2.9パーセントにな

ってございますが、単価を14,200円というふうに見込んだものでございます。それから入所者数につきまして、昨年度より2.5人多い17.5人というふうに見てございます。かなり18人、満床に近い実績が出てございまして、20年の12月ですと、ほとんど18人というような数字になってございますが、0.5人の分の調整を見まして、17.5人×365という積算によりまして、この見積額を計上したものでございます。

次の7ページの一般会計負担金でございますが、へき地医療確保34,343,000円となつてございまして、昨年から増加してございますけれども、これにつきましては交付税の参入額を基礎とした繰り入れをお願いしておるものでございまして、20年度の交付税の参入額を、この基礎としたものでございます。

次に医師研究助成費が15,970,000円となつてございまして、この部分についても増加してございますが、これにつきましては医師の研究費、図書費、あるいは旅費等、あとは岩手医大の研究助成費、毎月助成してございますけれども、月額560,000円助成してございます。それから医師への医学研究費、あるいは薬剤師への薬学研究費という形で、手当として出されておるもの、これを合わせた半分、2分の1を繰り入れの基準としてお願いしたものでございます。

次に医師確保対策につきましては、4,940,000円となつてございますが、これにつきましても医局の経費ということで、岩手医大等への、主に中元、お歳暮になっておりますけれども交際費2,400,000円、それから応援医師が非常に多い状態でございますので、送迎用のタクシーが多額になってございますので、7,480,000円を見まして、いずれも2分の1を繰り入れ基準としたというような部分で、この部分の繰り入れ額が増加しておるものでございます。よろしくお願いいたします。

副委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

一般会計からの補助金の経営安定化対策に50,000,000円ということですが、この対策費といたしましては、これは現段階で累積欠損金が570,000,000円ほどになっておるわけでございますが、これに向けての解消対策ということで50,000,000円を補助するものでございます。

副委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今副町長の方から50,000,000円の欠損金に充ててということでございますけれども、やはり先ほども話しましたが、病院に携わる人たちが本気になって仕事をしていると、そして、それについて病院の先生方も走って患者さんに対応しているということで、やはり、ほかの町村では県の病院は今問題になっております。そういうことで、恐らく

病院の先生方の引っ張り合いが、これから始まるのではなかろうかなと思いますが、やはり本気になって、みんな本気になって働いておりますけども、特にそういうふうなことが町長の目に入ったならば、それなりの方法を考えていかなければならないと思いますが、町長からお答えをお願いしたいと思いますが、そういう面では、どういうふう考えていくのか。

副委員長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

今たしかに厳しい現状、よく認識いたしております。取りも直さず解決策は医師確保にあるだろうと、そんなふう思いながら最重要課題と捉えておりまして、全力をもって今医師確保に努力をしております。

副委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

できれば、私の考えですけども、やはり、ただ計算を合わせてやるということも大切ですけども、やはり一般住民のサービスということについては、少しくらいのマイナスはやむを得ないのかなど。やはり、そういうことの対策については、今回のように一般財源の方からでも打診を考えていただきながら、対応していかなければならないと思いますが、病院局長どのように思っていますか。

副委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

公立病院の改革プラン、基本的には財政のプランだと思いますが、安定的な経営を維持するという意味で、総務省の指示、指示といいますか、規定によりまして、今年度策定し、向こう3か年の経営の安定化を図っていくというようなことになってございますが、そういう部分での国の公立病院に対する財政支援も拡充されている部分がございます。交付税等にその分が見られている部分かと思いますが、そういう部分を受けながら収支の均衡を図っていくというような計画を策定しているところでございます。今策定中ですが、年度末に向けて策定していくという状態になってございます。そういう部分で、経常収支の部分につきましては、規定内といいますか、ルール内の繰り入れをもって収支がほぼ均衡するという見通しになってございます。その上に立ちまして、多額の累積債務、欠損金を持ってございますので、この部分、資金収支に影響する部分もございますので、これを年次的に解消していきたいというふうに、考えたものでござ

います。その部分につきまして、一般会計から繰り入れをいただくという形で、経営の安定的な継続を図っていかうというものでございます。それによりまして、資金収支は改善されていくだろうというふうに考えてございます。今一借をしながら決算をしていく状態が、数年のうちには一借のない状態での経営に向けられるのかなというふうに見込んでございます。よろしくお願ひいたします。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず1ページの関係、病院改革プランを今策定中かと思われますけども、いわゆる病床利用率で病院経営の、本当に黒字になるのか、赤字になってくるのか、このあたりが非常に微妙なところなわけございまして、病院の改革プランでは確か75パーセントくらいの利用率を見込んでいたのではなかったのかなと思っておりますけれども、この第2条の業務の予定量からいきますと、そのクリアはしているかとは思われますけれども、本当に今実際に予算に組んだ場合に、この実績見込みが可能かどうか、さらに、ここをもう少し詳しくお知らせいただきたいなど、このように思います。

それから次に6ページの部分で、介護サービスの事業収益の中で、通所リハビリテーション972,000円ほど計上いたしておりますけれども、このリハの先生も1人増員というようなことございましてけれども、居宅介護でございますので、病院業務もあるでしょうけれども、これくらいの計上額で妥当な額でしょうか。ちょっと私は少ないような感じを持つわけございまして、通所リハの利用方法についても十分検討をされての計上でしょうか。

それから7ページの方にきまして、特別利益で他会計の繰入金、経営安定化対策ということで50,000,000円、先ほどもちょっとお話になっておりますけれども、これは累積赤字の解消対策というようなことでの50,000,000円の繰り入れを最初からするというので、こういったようなもの、初めての一般会計からの、こういったような部分では繰り入れの予算計上でございます。この分については、私は大変このような補助体制は必要であろうというふうに前々から申し上げてきたところでございまして。さて、この経営安定化対策、その繰越欠損金、どの程度までいったならば、どの程度くらいまで、こういったような安定対策を続けなければならないのか。ゼロというふうなことも、なかなか不可能なような感じがします。今約580,000,000円ほどあるでしょうか。そういったような部分では、この経営安定化対策の資金注入は一般会計との関わりが出てくるわけございまして、その見通し等についてお伺いをいたしたいと思ひます。

ついでにもう一つですね、報酬の関係ですが、9ページに報酬で支払うお医者さんへの報酬と、それから15ページの諸会費で負担金として支払う、ここには二つほど載っておりますけれども、この違いは中央病院の先生とか、医大からの派遣の先生とかというふうに伺ってございましたけれども、これは報酬から支出される報酬はどちらの先生方に、それからまた、諸会費から支払われる、この二つの負担金はどのような区分けで負担金

を提出するのか、その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

副委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

まず1ページの病床数と患者の見込みについてでございますが、病床数につきましては一般病床60床、療養型18床という見通しとするものでございますし、一般病床の入院患者を43人、療養患者を17.5と、当初の予算計上をしております。公立病院改革プランの見通しにつきましても、患者数につきましては同様の見込みを計画の中に盛り込んだものでございます。利用率についてプランの中で求められておりますのでは、一般病床に係る部分でございますが、この部分については7割を超えるという部分が原則的に求められてございまして、71.7パーセントに、この43人の入院の場合になりますので、その部分にはクリアする形になってございます。20年度の見込みが38という、補正で申し上げましたが、実績になってございますので、その部分から見ますと5人の増というふうに見込まれるものでございます。これにつきましては、この予算、計画プランもそうでございますが、常勤医師を4人確保したという前提をもって編成してございます。収支につきまして、その状態での収益と経費を見込んだものでございます。その部分では若干の増加、5人という人数を見てございますが、今の患者数の流れからいった場合に入院患者の希望、希望といいますが、患者動向から見た場合に、そういう数字には流れていくのかなという、過去の例から、そのように見込んだものでございます。

次に介護リハビリ、6ページの部分でございますけれども、この部分につきましても通所リハビリ972,000円という見込みをしておりますが、これにつきましては2,700円×30人を月の人数として見込んでございます。2人での従事を想定してございましたのですが、現時点でその確保がされてございませぬので、訪問リハビリについては、この部分についての今回予算計上を見送っている状態でございます。1人の場合に、通常の業務の中に制限がございまして、18人というリハビリの対応人数がございまして、現在120人程度で推移してございますので、その部分での若干の超過の人数が実績としてはございますが、見通しとしますと、この対応は可能かなというふうに考えてございます。

次に経営安定化対策50,000,000円の繰り入れでございますが、この部分につきましては、通常多額の累積を抱えるという公立病院、それほど多いわけではございませんので、どの程度が妥当かという比率等は、かなり見たのですが、見当たらないように思っております。そういう部分では資金収支等の部分から、今一借等を想定しているものでございますので、そのような部分の解消がされた状態が、非常に運営上は効率的というふうに考えてございまして、今累積を570,000,000円の決算の見通しでございますので、来年以降50,000,000円特別利益として繰り入れた状態では、3年後には3億の中頃というふうな状態になるかと思っておりますので、この状態であれば一借は発生しない状態での資金運用が可能になってくるというふうに考えてございまして、プランの期間中

の繰り入れ 50,000,000 円は、プランの中に盛り込んでございます。

次に 9 ページの報酬の部分でございますが、9 ページの 4 節の報酬に係る部分、診療応援医師報酬でございますが、主にこの部分については岩手医大からの応援の先生方等でございますが、個人にお支払いしているものでございます。うしろの諸会費からお支払いする部分については、応援医師の負担金として県立中央病院にお支払いしているものでございます。その前の節の一番うしろの二つ目ですが、小児科検診業務というのがございますが、この部分については盛岡子ども病院から応援いただいております先生に対して、委託料という形でお支払いしております。主な応援の先生方への支払いについては、そのような形になってございます。よろしく願いいたします。

副委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今病院側の方からのご答弁をいただいたわけですが、一般会計の補助金、経営安定化対策、資金繰り大変こういったようなことで安定してくるというような話なようでございます。一般会計側の、これも副町長からお伺いしたいのですが、今回 50,000,000 円、当初予算に計上なっているようでございますし、これについては前々から私からもこういったような計上の仕方はすべきではないのかなというようなことは申し上げてきましたけども、この経営安定化対策については、その経営状況を見ながらだとは思いますが、こういったような措置は単年度限りではないような感じもいたしますけれども、そういったような見通しの対策については、どのようにお考えでしょうか。

副委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

経営安定化の繰り入れ対策についてでございますが、先ほど病院事務局長の方から申し上げましたように、今回の病院の改革プランにおきましても、先ほど申し上げましたように、この 23 年度までに 3 億中程というところがひとつの目標だということでございましたが、特に考え方といたしましては、先ほども申し上げましたように一時借入をしなくても済むようにといたしますか、そういうところを目標に進めていかなければならないと、このように思っておりますが、そういう中で単年度の収支をまず黒字というんですか、これを基本としながら、そして一般会計との関係もあるわけでございますが、今の状況を達成するために努力させていただきたいと、このように思っております。以上でございます。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

9ページの5の法定福利費とついていますが、今回は63,066,000円であがっていますけども、職員費の共済組合の負担金とついていますが、昨年度よりも3,383,000円プラスになっていますけども、やはり、これは全体のことで、少し掛け金が高くなってきたからということですか。私は分かりませんが、その内容をお知らせいただきたいと思います。

副委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

細かいデータを持ってきておりませんでした。申し訳ございません。共済組合の負担金、昨年度59,682,000円計上してございまして、補正で5,437,000円、これは人事異動等によりまして、この分は減額しておったのですが、4人の今常勤医師を見込んだ体制での予算計上の中で、共済組合費を63,0650,000円見込んだものでございます。給与費に関わった実績見込みでの予算計上というふうになってございます。

副委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

給与費とついていますが、共済組合の負担金の関係についてのご質問でございしますが、事務費負担が1人当たり、昨年度は8,510円が9,610円ということで、1,100円ほど上がってございます。それから基礎年金の拠出金率というのが1,000分の27.875が1,000分の40.125ということで、1,000分の9.8増加してございます。それから追加費用といたしまして、昨年度1,000分の44.3が1,000分の60.3ということで、1,000分の16ということで、いわゆる共済年金絡みの拠出金等が昨年度よりも大幅にアップしたというものが、この共済関連の負担金の増につながっているものでございます。以上でございます。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

1ページの患者数のところで、先ほど柴田委員に関連してお伺いしますが、中期、長期的な改革プランであれば医師確保4人というものが前提になってもいいかと思えます。しかしながら、当初予算ですよね。4月からの当初予算が、いわゆる今のままの状況で4人確保が非常に難しいという状況にありながら、しかも今の現状からして患者

数は増やせないという実態。それなのにも関わらず、この病院会計だけは、なぜかしら過大なというか、歳入が見込んである。それ以外の会計は手堅く、少なめにとということで、控えた歳入を見て、それが正しい方法だと思います。しかしながら、病院に限ってはいつもこうで、これは、ちょっと私不思議だなと常々思うのですが、予算編成に当たって病院の特殊性といいますか、歳入を過大に見込んだ予算編成をしていると言わざるを得ないと思いますけども、その点について副町長ですか、総務課長ですか、お答えいただきたいと思います。

副委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

年度末で新年度間近な部分についてのことでございますので、そういう見通しが不透明だという部分、おっしゃるとおりというふうには考えます。しかし、この43人という部分は、先ほど患者数の流れの中では可能な人数だというふうにお話申し上げました。そういう部分をご理解いただきたいと思いますが、その収入の部分については、それに対応した収入を見込んでございますし、それに対応する経費につきましても、当然に4人の常勤医の経費は想定されたものでございます。直接には、それは理由にはならないかもしれませんが、収支ともそういう部分での計上はされているという部分で、最終的に収支への部分での影響は大きく出ないというふうに、経理上は考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

副委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

当然年度末は収入が減って、支出も減ってということで、収支は変わらない、当然だと思います。最初から分かっているのですよ、これはもう。したがって、やはり町長の答弁にも随時出てきますけども、医師確保に最大限努力する。最大限の努力というのは、困難だから努力するわけで、もうすぐ始まる予算編成、予算執行、やはり現状とかけ離れているわけですね。しかも、今のお医者さんの体制で患者が万が一増えた、万が一というか、増えた場合対応できないと、今日の新聞にも36時間働いているお医者さんもいるようですけども、そういう実態があるわけです。これが今非常に問題になって、県立病院始め問題になっている。したがって、であれば、もうちょっとシビアな予算編成をしながら、そして町民の理解も得るとか、いろんな形でこの実情を、生の実情を表していった方が、私はいいいのではないかと思いますけども、副町長そこら辺はどうでしょうか。これは病院会計の特色といいますか、習慣というか、そこら辺ちょっと改めてもう一度伺います。

副委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

それではお答え申し上げますが、今おっしゃいますように実情に合うようなといいますか、そういう形の中での予算編成ということで今後見直すといいますか、方針を立ててまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

副委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

最後にお伺いします。この間の改革プランの説明の中でも、これ以上は増やせない、医師確保の問題もたしかにあるわけですけども、やはり患者数を増やすというのが基本であるし、また、医師の確保、これも両輪でやっていかなければならない。そういった中で、直診外もどんどん増えている。こういう実態で患者さんがいないわけではないのですよね。したがって、そこら辺も、町民との理解を得るためにお医者さん方と交流を、コミュニケーションをと言ったら、そんな時間はないという返事が来ましたが、そうではなくて、もうちょっと住民に、葛巻町民に葛巻病院の現在の取り組み、まさに信頼があって、良い先生も居て、来てくれて、患者さんは非常に信頼をもって今通院しているという実態が聞こえてきます。そういったあたりを、もうちょっと理解してもらうためにも、忙しいからできないとかではなくてですね、そういう取り組みがあって初めて、例えばこういう予算編成するのであれば、努力目標も含めてということになるわけですけども、そういう余計な時間をお医者さんにお願ひするのはできないというふうな話が返ってくるようでは、これは過大な予算、外見上、実態とそぐわない予算と言わざるを得ないというふうな気がします。これは何回言っても結論は出ないかもしれないけども、町長その辺、実態と間違い、そしてやるべきことがもっとあるのではないかなと私は思いますけども、その辺いかがでしょうか。

副委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

委員ご指摘の件につきましては、たしかに県立病院等においても、地域での医療を支えるという動きが各地で出ておるといふふうに新聞等で報道になってございますので、そのような必要性は感じてございます。常勤医2人という中で、時間的に非常に厳しい状態にあるという部分をご理解いただきたいと思いますが、その中でも曜日によって、現在もそうですが、水曜日の午後外来を休診する形で、さまざまな会議なり、あるいは施設等へ出向く対応に当たってございます。そのような中で、町民との接触のための時

間を、その中に作っていかねばならないというふうに考えてございます。ほかの団体等でもボランティアなり、サポーター等、そういう地域を挙げての病院支援というような流れが出てございますので、プランの中でそういう部分についても検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

今回の予算編成との関係でもう一度答弁させていただきますが、予算編成の時点では、11月の時点で各課からの要望の取りまとめをしながら進めてきておりました、そして最終的には2月の始めにその内示をしている、作業としてはそういう形に進めておるところでございます。そういう中で、この医師確保につきましては当初2名の確保ということで、いろいろ尽くさせていただきましたが、そういう中で、特にも1名の方につきましては、3月の11日にここに引っ越しするというようなことで、家族で引っ越ししまして4月1日から就任していただけるというような状態にまでなったわけですが、最終的に、本当に最近でございますが、そういう中に毎週金曜日の休日といひますか、これを前提条件といひますか、そういう形に突然なりまして、そのことに対応いたしまして、現在常勤医師でいらっしゃる先生方ともいろいろ協議をさせていただきました。その研修日とか、そういう中で受け入れが可能かどうかという部分等も含めてでございますが、先生方と現体制の中で、そういうやり繰りの中で可能かどうかということで協議をさせていただきましたが、どうしても今現段階で金曜日の指定、研修日といひますか、そういう形にもっていくということは不可能だといひますか、今の実態からしますと、どうしてもその前提となる要件をクリアすることができなかったということでございまして、そういう事情がございまして、当初はそういう方向に、この予算編成の当初の段階ではそういう形に動いてきたというような経緯でございます。したがって、今事務局長の方から話しているような状態の予算編成になったものでございますが、今後もそういう実情を踏まえながら予算編成には取り組んでまいりたいと思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

7ページの、先程来姉帯委員からも質問がございましたが、医師研究助成費、あるいは確保対策費であります。これは、だいぶ前から岩手医大からの先生の派遣等々で今まで予算計上されてきたわけですが、ずいぶん医大の、いわゆる研究システム等々変わっております。したがって、医師確保が当町においても大変重要な問題であります。この辺の予算の使い方を変えると申しますか、果たして本当に、岩手医大の

方へ毎月50数万円やっておるわけでありましてけれども、その辺が今になっても本当に必要なのか。あるいは、ではなくて、広く自治医大であるとか、いろんな方法を考えるべきではないのかなというふうにも思うわけですが、その辺の医師確保と、この予算編成のあり方について、やはり見直すことができないのか。岩手で病院を経営していくためには、岩手医大へ従来どおり、このようなことでなければやっていけないものなのか。その辺の確保対策を含めて、どのような医師の確保対策を現在とっておるのか。そして、その見込み等は現在どうなのか。その辺についてお伺いをいたします。

副委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

委員ご質問の岩手医大の研究助成でございますが、たしかにお話のとおりここ数年この金額での助成というふうになってございます。かなり医局からの人数等の変動はございますけれども、今県内での医師を養成している機関としますと岩手医大ということで、そこに確保についてお願いするというケースが、結果としては多いというふうに考えてございます。あと、病院から直接応援をいただくという形で県立中央病院から、あるいは盛岡子ども病院から応援をいただくというような形での診療体制を維持しております。医師研究助成について、検討の余地について可能性があるというふうには考えてございますが、その部分での調整がまだできておりませんので、どの程度の期間、あるいは、その人数等での変動になった場合に、どの程度の期間をおいて削減なり、現在増額というような状態での流れにはならないかと思っておりますけれども、そういう、とっていかという部分については検討させていただきたいというふうに考えます。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

この予算書から外れた部分で、今いろいろお話があったことで質問させていただきますが、その病院の、おそらく検討委員というのがあるでしょう。その方々が、やはり一般市民との懇談をもつべきではないかなと、このように思いますし、また、病院の先生方も1分、10分、忙しいような、私は行動に見えて、作業をしてくれているということで、やはり病院の検討委員の方々がどういう方向で進んでいるのか。一般住民からどのような問題を、わきから聞いてきたのが参考になっているのかということも協議していただきながら、やはりどうにもならないような部分については病院の先生方を呼んできて聞くということも可能かと思っておりますけれども、その病院の検討委員の方々は今私はしっかり分かっていませんけれども、できれば誰々がなっているのか。その辺を含めて、そして、これからの病院経営に携わっていただきたいと思っておりますが、個人名を言っただめだというのであれば、そこは控えてもいいです。今何人ぐらいなっているわけですか。

副委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

ご質問の委員会でございますけれども、内部のメンバーによります委員会と、外部の方を含めた委員会の二つが今組織されてございます。内部の委員会は葛巻病院経営検討委員会という名称になってございます。氏名はちょっと省略させていただくということで、副町長以下庁舎内の課長等でございます。6名のメンバーで検討委員会は構成してございます。外部の委員会といたしまして、葛巻病院経営審議委員会という名称になってございます。構成メンバーは県の医療局、県保健所、あるいは議会、庁内の課長、あるいは知識経験者ということで、外部の皆さんを合わせて15名の構成になってございます。

委員お話の、ほかの、委員外の意見をという部分についてはそのとおりだと思いますので、対応等について検討させていただきたいというふうに考えます。

副委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第7号、平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で今日の議事日程は全部終了しました。明日11日は午前10時から開きますので、本議場にご参集くださるよう口頭をもって通知します。

本日はこれで散会します。ご苦勞様でございました。

（閉会時刻 12時02分）